

15 義務教育費国庫負担制度及び県費負担教職員制度について

(文部科学省・財務省)

義務教育費国庫負担制度については、国庫負担割合が3分の1(17年度以前は2分の1)とされているところですが、義務教育諸学校の教職員給与費が義務教育の根幹を支えるものであること及び小・中・特別支援学校の全校種を通じて国が責任を負うものとした法改正の趣旨を踏まえ、地方において教育水準の低下を招くことのないよう、適切な財源を措置することが必要不可欠であります。

また、指定都市の小・中・特別支援学校の教職員の給与関係費については、17年10月中教審答申において、道府県から指定都市へ移管する方向で検討すべきであるとの見解が示されたものの、「教育改革のための重点行動計画(18年1月)」では触れられず、20年5月の地方分権改革推進委員会「第1次勧告」では「20年度中に結論」とされたものの政府が取りまとめた「地方分権改革推進要綱(20年6月)」では「地方分権改革推進計画の策定(21年度中)まで」と変更され、「教育振興基本計画(20年7月)」においても「引き続き検討」との表記に止まるなど、未だ明確な方針が示されておりません。移管には多大な準備事務と相当の準備期間を要するため、早急に移管の時期及び全体像を明確にし、移管の場合には、準備のための十分な移行期間を設けるよう要望します。

さらに、法令上、道府県に設置義務がある下で、指定都市が設置、運営している特別支援学校の設置数や、今後、急激に増加する退職手当所要額などを十分踏まえ、給与関係費の移管に際しては、所要額全額について税源移譲による適切な財源措置を絶対的な前提とされるよう要望します。

また、教育改革への市民の期待が高まり、教員の資質向上がますます重要な課題となっておりますが、教員の大量採用時代を再び迎える中、「教員に優秀な人材を確保していくため、人材確保法を堅持することが必要」との提言を盛り込んだ19年3月中教審答申、教育再生会議報告を踏まえ、一律4%の教職調整額の見直し、部活動手当の更なる充実・管理職手当の改善を含め、メリハリのある給与体系を実現するとともに、副校長・主幹教諭等の配置や小学校での教科担任制や専科指導教員、習熟度別指導・少人数指導の拡充を図るための教職員の加配や財政措置等、地域の実情に応じて円滑に配置できるために必要な定数措置を実現されるよう要望します。

要望事項

- 1 義務教育費国庫負担制度については、法改正の趣旨を踏まえ、地方の教育水準の低下を招くことがないよう適切な財源を措置すること。
- 2 指定都市の小・中・特別支援学校の教職員にかかる給与費負担の移管については、早期に移管の時期及び全体像を明確にするとともに、準備のための十分な移行期間を設けること。さらに、特別支援学校の設置数や今後急激に増加する退職手当所要額等を十分踏まえ、所要額全額について税源移譲による財源措置を絶対条件とすること。
- 3 教員給与については、教員に優秀な人材を確保し、教員の意欲を高めていくため、一律4%の教職調整額について、勤務実態に応じた増額や休職者等について減額を行うなどの見直し、部活動手当の更なる充実・管理職手当の改善を含め、メリハリのある給与体系を実現すること。
- 4 教員の意欲や努力を認め、評価を待遇に反映させるため、市町村独自の条例を制定し、市町村立小・中学校の県費負担教職員に対し、都道府県が支給する給与とは別に、研修費や研修旅費を支給できる制度を創設すること。
- 5 市町村が求める副校長等新しい職の設置が都道府県の財政事情により、妨げられることがないように、国としての十分な財政措置を講ずること。
- 6 副校長・主幹教諭等の配置や小学校での教科担任制や専科指導、習熟度別指導・少人数指導の拡充を図るための教職員の加配や財政措置等、地域の実情に応じて配置するために必要な定数措置を実現すること。

主要要望先：文部科学省(初等中等教育局財務課) 財務省(主計局総務課)

京都市の担当課：教育委員会事務局 総務部 総務課長 稲田新吾 TEL 075-222-3768

<参考>

市立学校・園数及び校種別給与負担別教職員数(20年5月1日現在)

校 種	学校・園数	府費負担教職員数	市費負担教職員数	教職員数合計
幼稚園	16	—	124	124
小学校	179	3,892	918	4,810
35人学級 常勤講師	—	—	81	81
中学校	75	2,126	218	2,344
30人学級 常勤講師	—	—	75	75
総合養護学校	7	570	11	581
高等学校	9	—	754	754
合 計	286	6,588	2,025	8,613

※学校園数…休校中の幼稚園1園、小学校2校、中学校1校は含まない。

